

一一〇七年ロンドン協約の成立

——「英国叙任権闘争」についての一考察——

山代宏道

はじめに

西欧十一・十二世紀は、高位聖職者の叙任権をめぐる、さらにローマ教皇の至上性をめぐっての教会権力と世俗権力との間の対立である、いわゆる「叙任権闘争」により特徴づけられる。また各種の教会・修道院改革運動が行なわれ、さらに修道会結成、聖堂参事会改革運動が加えられる。小稿で検討しようとするノルマン征服後四十年前後の英国社会が、大陸のこのような動向に無関係でありえたはずはなく、むしろこの時期は、その中に取り入れられていく過程として扱えられよう。

そのような過程において起った「英国叙任権闘争」のこの時期における位置づけをなすことが小稿の目的であるが、それを要約すれば、ローマ教皇庁がウイリアムの征服を認可し、^① カンタベリー大司教ランフランクに期待しながら実現しようとした教皇庁と英国教会との関係の樹立、すなわち、グレゴリー七世が主張したローマ教皇を頂点とする教会ヒエラルヒーの中に英国教会を取り込むための途

を留意した、といえる。

この「英国叙任権闘争」を引き起こすべくグレゴリー改革理念を持ち込んだのが、ランフランクの後継者のカンタベリー大司教アンセルムである。^② かれの在位は、一〇九三年から一一〇九年までの十七年間であり、そのうち二回の追放期間を除くと十年ばかりとなる。しかし、この期間かれが国王との間に引き起こした原理的な対立は、その後の英国教会と国王権力との間の関係を予示するものとしてきわめて意味深い。かれは英国教会をローマ教皇を頂点とする大陸の教会ヒエラルヒーへと結びつける働きをなしたのである。

このような状況の中にあつて、この「英国叙任権闘争」の一応の終結を告げるのが小稿で検討する一一〇七年のロンドン協約である。それは「いかなる者も、今後再び英国において、国王やいかなる俗人の手からも司牧杖あるいは指環の授与によつて司教位あるいは修道院長職に叙任されてはならない」、さらに「教会における高位聖職へと選出された何人といえども、国王に対してなされた臣従礼ゆえに、任命された職位への叙階を阻まれてはならない」、^③ と合意する

ものである。

小稿において、筆者はこの協約成立に到る過程を、カンタベリー大司教、ローマ教皇、英国王それぞれの立場を検討することにより、従来のわが国「叙任権闘争」史研究においてそれほど重要視されてこなかった「英国叙任権闘争」の問題を考察しようとするものである。その際、この問題に関する欧米学界での諸学説を踏まえてなされたN・F・カンターの研究^⑤に多くの示唆を受け、これを批判的に展開しようとするものである。カンターは、英国王ヘンリー一世を協約成立のための譲歩へと導く重要な要因であったノルマンディー征服計画を検討してはいるが、十分ではなく、さらにそれは英国の貴族諸侯達と国王との関係においても扱えられないべきであろう。

註① クリユニー修道院に端を発する修道院内部に限られた、あるいは教会にあっても主としてその道徳的改革に重点をおく改革運動と、教皇グレゴリー七世の *Dictatus papae* (野口洋二「*Dictatus papae*」の研究とその諸問題」「史観」第七八冊参照) に明示されるグレゴリー改革理念^②、そして「叙任権闘争」どの間の連続性の問題はいまだ未解決であるが、小稿ではこの問題には立ち入らない。なお「叙任権闘争」に関する主要な研究書・論文は、A・フリッシュ著・野口洋二訳、「叙任権闘争」(創文社 昭和四八年)の「参考文献」ならびに「訳者あとがき」に詳しく紹介されているので、それを参照していただきたい。ここでは便宜上、小稿に直接関係のある研究を註に掲げる。

② 小稿では便宜上、「イングランド」と表記すべきところを「英

一一〇七年ロンドン協約の成立(山代)

国」と略記している(例、イングランド教会と英国教会)。

③ この認可は、ヒルデブランド(のちのグレゴリー七世)の助言に基づき教皇アレキサンダー二世により与えられた。教皇はウイリアムに聖別した旗を贈り、その征服に聖戦という性格を付与した。*Cambridge Medieval History* [以下、C. M. H. と略記] Vol. V. 1968. p. 497. それにより教皇庁は、ウイリアムがかれの新しい王国を教皇の封土として保有することを希望してゐた。F. Barlow, *The Feudal Kingdom of England 1042-1216* [以下、*Feudal Kingdom* と略記] London, 1955, p. 129.

④ グレゴリー七世は、一〇八〇年五月教皇使節ヒューバートを通じて、神の審判においてかれらのために申し開きをなす教皇に對しすべての世俗支配者は劣るとの主張を述べ、かれの理念を英国に導入しようと試みたが、それはウイリアム一世とランフランクにより阻止されている。Barlow, *Op. cit.*, p. 130. ウイリアム二世も教皇勢力の侵入に反対し、父の政策を継承してゐた。C. H. Lawrence ed., *The English Church and the Papacy in the Middle Ages*. 1965. p. 80.

⑤ アンセルムは国王との対立を積極的に引き起こそうと望んでいたわけではなく、むしろ自ら出席した公会議の決定に忠実であらうとしたため、その対立を避けられなかったのである。

⑥ M. Rule ed., *Eadmer: Historia Novorum in Anglia*, Rolls Series 81 [以下、H. N. と略記] 1965 (1st pub. 1884) p. 186. フリッシュ・野口・前掲書一七二頁参照。

⑦ N. F. Cantor, *Church, Kingship, and Lay Investiture in England 1089-1135* [『中世 Church 史略』] N. Y. 1969 [1st 1958] pp. 319-20.

⑧ 原典は『註』① Eadmer: H. N. Kelly ed. J. P. Migne ed., *Patrologiae Cursus Completus*, Latina 159, 記号は Kelly 氏 G. Bosanquet trans., *Eadmer's History of Recent Events in England*. London, 1964. 40. 5-12 R. W. Southern ed. & trans., *The Life of St. Anselm by Eadmer*. London, 1962. を主に用い、C. Johnson ed., *High the Cantor*. London, 1961. を参照する。

一、アンセルムの立場

ロンドン協約成立への過程において、国王ヘンリー一世が譲歩的態度を示したのは、一一〇五年七月 Laigle でのアンセルムとの会見においてであるが、国王はその際、カンタベリー大司教座の所領に關し、アンセルムの追放期間中没収されていたものをかれの帰国後すべて返還すると約束している。しかし、国王との主要な対立点は、高位聖職者の俗人叙任の禁止に關わるものであり、その解決なしには協約は成立しなかつたはずである。

まず、アンセルムの考える聖職者の立場とは、いかなるものであつたのかが問われねばなるまい。そのための手がかりは、つぎのようなかれの発言である。それは、「神の事物においてははペテロの代理である教皇に服従を捧げつつ、現世的事務においては国王に対し自己の最善を尽して忠実なる助言と奉仕とを捧げる」というもので

ある。これは、教皇、国王の両者に対して、同時に服従を捧げることの正当性を、聖職者である自分に認めるものであるが、それだけではかれが俗人による司教達の叙任に反対していたのかどうかは、いまだ明らかではない。

アンセルムが俗人叙任に対する態度を表明するのは、第一次の追放後帰英し、国王ヘンリー一世から、再び臣従礼をなし国王の手から大司教位の叙任を受けるよう求められた時である。かれはそれを拒絶している。アンセルムは追放期間中、ローマ教皇と共に自からパリ公会議、ローマ公会議に出席し、公会議決定である俗人叙任の禁止を、今では知っておりそれゆえにかえって、国王に対しその決議に従うことを求めているのである。

アンセルムはまた、カンタベリー大司教位について、国王の直接受封者としての封建的性格をも認めており、かれ自身選出されて大司教位に就く際、前任者ランフランクに倣って叙任され、国王の臣下になることよって大司教区を保有する権利を与えられている。⑤
それゆえ、一一〇一年ノルマンディー公ロバートの英国侵攻の際、アンセルムがヘンリー一世を支持し、精神的支援のみではなく六十以上の騎士を提供しているのも、理解できるのである。

アンセルムにとって、教皇の下にある教會的職位と国王の直接受封者としての立場は、共に司教に關して認められる性格であり、俗人叙任の禁止を主張することにより対立を招きながらも、教皇と国王との和解が成立することを願っていたようである。そのことは、ヘンリー一世との対立の開始から第二回目の出国の時まで、国王が自己の主張の根拠としている英国の慣習に適合するよう公会議決定

をいくらか緩和できないか、と教皇に対して問うている事実^④によって指摘される。

このことはまた、高位聖職者の俗人による叙任をめぐる英国の状況は、教皇が俗人叙任禁止を頑強に主張し続けられるほど容易なものではなかったことを示唆している。実際、アンセルムは教皇パスカル二世に対してつぎのようにいっている。「英国では、国王や俗人有力者達ばかりでなく、△司教や下位聖職者達さえ▽俗人叙任を放棄するよりは、むしろかれらの首席〔カンタベリー〕大司教を王国から追放し、ローマ教会から自分達を切り離す^⑤でありましよう」と。かくして事態はかれの予見どおりに展開し、アンセルムは再度追放された。

したがって、一一〇五・六年ヘンリー一世の譲歩は、統一された英国教会に対する司教の義務を果たすため、できるだけ早く国王と教皇との対立が解消することを願っていたアンセルムにとって歓迎すべきものであった、と判断されるのである。

註④ H. N., p. 166. この約束は翌年八月十五日両者がベック修道院においで会見した時再び確認されている。H. N., pp. 182-3.
⑤ D. C. Douglas ed., *English Historical Documents* [以下、*E. H. D.*、略記] Vol. II. 1956, p. 632. これは一〇九五年三月ロッキンガム会議における発言である。

⑥ 両公会議はそれぞれ一〇九八年十月三日、一〇九九年四月三日に開かれた。これら公会議への出席が、アンセルムを改革の主流へと結びつけたのである。Lawrence, *Op. cit.*, p. 82.

一一〇七年ロンドン協約の成立(山代)

④ 俗人叙任の禁止に関しては、すでに一〇九五年十一月クレルモン公会議において、教皇ウルバン二世は、「いかなる者も俗人から聖職を受けてはならない、王や諸侯はいかなる叙任も与えてはならない」(フリッシュ・野口、前掲書一四七頁)との規定を成立させていた。それでは、アンセルムはこの規定を知っていたであろうか。かれはたしかにこの会議に使節を送っている。しかし R. W. Southern のいうごとく、かれはその規定を知らないままであったらう。Do. *Saint Anselm and His Biographer* [以下、*St. Anselm* と略記] London, 1963, p. 124. サザンはその理由を当時の系統だった伝達手段の欠かにより説明し、決定がなされるとそれが関わる人々に対し効果的に伝えられる、と期待するよう訓練されている近代的精神にとつて、そのような実務習慣の欠如はほとんど信じ難いほどであろう、と述べている。注目すべき見解であろう。また、カンターは、たとえアンセルムがその規定を知っていたとしても、かれはその公会議には出席していなかったため、その規定を実施するよう義務づけられているとは、かれ自身感じていなかった、と主張している。なぜなら、当時の教会人達は単にかれらが公会議布告を聞いたというだけでは、それに従うよう拘束されているとは感じず、その会議に参加するか、布告に従うようにとの教皇命令を直接受けとるかして、規定との現実的関わりを持つ時のみ公会議の規定は拘束力を持つ、と信じていたからである。Cantor, *Church*, p. 102.

⑤ *E. H. D.* II, p. 669. アンセルムは、国王がローマ公会議布

告を喜んで受け入れれば、かれとの間に永遠の平和が成立するが、そうでなければ、自分が英国に留まることは有益でもないし各藩あることにもなる」と主張してゐる。H. N., p. 120.

⑧ E. H. D., II, p. 658. Cf. H. N., pp. 32-42.

⑨ C. W. Hollister, "The Anglo-Norman Civil War: 1101" E. H. R. 88 [以下 *Civil War* と略記] 1973, pp. 315-334, esp. p. 321. エドマーは、この時のアンセルムの働きは「ヘンリーにとつて必須のものであり、それなくしてはヘンリーは王位を失つて了たであらう」と証言してゐる。H. N., p. 127.

⑩ H. N., p. 120.

⑪ Cf. Cantor, *Church*, p. 156.

⑫ ヨーク大司教座との首位権争いによって分離している英国教会ではなく、カンタベリー大司教を頂点として統一された秩序ある教会。

⑬ 長期間大司教座を不在にしていたことが第一義的な理由であるが、年齢的にも一一〇五年には六二歳になっており、国王との和解成立後アンセルムは病氣になり帰国が遅れたほどである。

二、バスカル二世の立場

ローマ教皇パスカル二世の側に立つてロンドン協約の内容をみれば、「選出された高位聖職者は国王に対してなされた臣従礼ゆえに叙階を拒絶されてはならない」ということを認めるものであるが、その立場は、国王ヘンリー一世と会見するアンセルムに対しすでに知らされていたのである。もちろん、教皇にとってそのような措置

は、あくまでも一時的な譲歩にすぎない、との認識があつたはずであり、そのことは、アンセルムへの同じ手紙の中で、この措置は「神が国王の心を動かされる日まで」^⑭取られるものである、と教皇により述べられていることからしても、明白である。このような認識は、国王との和解成立後においても変化してはいない。さきに述べたような、俗人叙任禁止に関してアンセルムにより報告されていた英国の状況、教皇自身も理解するようになっていたようである。その証拠に、一一〇七年五月、教皇は英国のニコライスト聖職者の処置に関して、アンセルムに宛ててつぎのように書いているのである。「英国において時代の必要性のため寛大に扱われるべき他のすべての事柄については、文明化されていない民族状態と教会の眞の利益を考慮に入れて、あなたの思慮深き英知と敬虔さを働かせなさい」と。したがって、俗人叙任の禁止に関して教皇が取つた譲歩にしても、当然、それはかれ自身の判断においては「教会の眞の利益」を考慮に入れて取られた措置である、と想定されるのである。ともかく、ローマ教皇による譲歩はこのようにしてなされ、それは英国王との妥協、さらにはその具体的表現としてのロンドン協約の成立のための、教皇の側からの道を用意することになる。^⑮

それでは、教会の眞の利益を考慮する教皇にとってこのような譲歩決定のための根拠はなんであるかが、つぎに問われねばなるまい。ここで注目すべきは、アンセルムを通じる教皇の譲歩表明に先だつて、国王ヘンリー一世はすでに、司教位の象徴である司教杖と指環とを伴つて司教を叙任する権利を放棄する旨を教皇に告げていた、^⑯という事実である。もちろん、国王にこのような行為を取ら

せるためには、ローマ教皇側からの働きかけがさらにそれ以前に存在したであろう可能性が十分推測されるのであり、実際、一一〇五年パスカル二世が行った決定がまさしくこれである。

それは、ヘンリー一世を支持する側近の司教達、さらにかれの顧問の一人 Robert of Meulan を、国王のそれまでの行為決定に責任があるとして破門に処す、というものであった。その際、もし国王が教皇の命令に服従的でないことを続けるならば、かれもまた破門されるであろう、と警告しているのがあるが、注目すべきことに、パスカル二世はロバートのみを名指しで非難しており、国王自身の名を記してはいないのである。カンターも主張することく、これは、ヘンリー一世に対しては破門警告にとどめ、国王を袋小路的立場に追い入れることなく、まさにそうすることによって教皇に対して国王が譲歩できる余地を残しておいたものである、と解釈されるのである。ヘンリー一世によるさきの譲歩は教皇のこの外交的取り引きに応じるものであった、と理解されよう。

教皇が譲歩決定の判断をなす根拠として、大司教アンセルムの報告にみられる当時の英国の実情、すなわち、俗人叙任の禁止に対して英国王を先頭に展開されていた激しい反対を考慮したのであることは既述したとおりであるが、さらにほかの側面からの必要性も考えられるのである。それら他の側面からの必要性とは、まず、英国におけるよりも一段と激しく展開されており、一般的に「叙任権闘争」という名を後世に残すことになった神聖ローマ皇帝との対立に勢力を傾けるため、教皇としては英国王との妥協にできるだけ早く到達しなければならぬ、というものである。

さらに、それにもまして当時のローマ教皇にとつては重要であった、いわゆる東方政策に基づく必要性が存在していた。それは、第一次十字軍により成立していたアンティオキア公国の領有権をめぐるビザンツ皇帝と公国のノルマン人支配者ボエモンとの対立において、後者を支援するという必要性である。

ボエモンはアンティオキアに対するビザンツの旧領有権を無視して君主となっていたが、一一〇四年五月以降トルコ軍の公領襲撃に際し、ビザンツ皇帝はこの機会を利用して「アンティオキア問題」を再燃させる。これに対抗するためにボエモンは西欧に支援軍を求めたのである。この要請に応じてローマ教皇パスカル二世は、コンスタンティノープルを攻撃するための遠征軍の編成を許可し、ボエモンが聖戦を説くのを助けるためかれに教皇特使の位を与えているほどである。ボエモンはフランスにおいて、かれがその娘と結婚していた国王フィリップや十字軍に熱心なブローア伯夫人アデラから歓迎されている。

教皇は、譲歩決定の判断のためこうした現実や俗人叙任に関する国王側の譲歩を考慮に入れながら、今度はかれの側における譲歩により、当時強力な軍勢をもち、神聖ローマ皇帝とくらべ参加要請が比較的可能であったヘンリー一世からの遠征軍支援を期待できると判断したのである。このように、パスカル二世にとってロンドン協約成立への道を準備した俗人叙任禁止に関する譲歩は、教会の真の利益のためになされた決定なのである。

註① H. N., p. 178.

② H. N. p. 179.

③ H. N. pp. 185-6

④ 教皇のこのような態度は注目し値する。なぜなら、それは古くからキリスト教の布教にあたって、しばしばローマ教皇庁が取ってきた立場を踏襲するものであった、と理解されるからである。このようなローマ教皇庁の態度に関して、Cf. N. F. Cantor, *The Meaning of the Middle Ages*. Boston. 1973. p. 160. また、鈴木利章「アングロ・サクソン期の異教と教区」同『デンロー地帯とノルマン征服』神戸市外国語大学研究所 (一九七一年) 所収、九〇—九一頁参照。

⑤ フリッシュ・野口、前掲書一七一頁参照。しかし、教皇が一時的な譲歩として取ったこの措置は、かれのもくろみとは異なり不変的現実へと変化される。事実、続いて実施された選挙では国王は支配的な発言権を持ち、選出司教は臣従礼・誠実宣誓を行った後でのみ叙階されるようになったのである。Cf. C. M. H., V. p. 100.

⑥ Cf. Cantor, *Church*. pp. 223-4.

⑦ H. W. C. Davis, *England under the Normans and Angevins 1066-1272*. London. 1940 [1st ed. 1905.] p. 132.

⑧ H. N., p. 163.

⑨ Cf. Cantor, *Church*. pp. 218-20.

⑩ ルネ・グッセ著・橋口倫介訳、『十字軍』白水社、一九六七年、三二—三四頁参照。

⑪ Cf. Cantor, *Ibid.*, pp. 262-4.

三、国王と高位聖職者

ローマ教皇をしてこれまで述べてきたような譲歩的立場へと導いたところの一つの重大な要因であった、当時の英国の状況とは一体どのようなものであり、俗人叙任の禁止に対する国王を先頭に展開された激しい反対は、いかにして可能であったのであろうか。この問題を考察する際、まず検討されねばならないのは、国王とかれの重要な側近達であった高位聖職者達との関係である。

この関係を示唆するものが、ヘンリー即位の翌年(一一〇一年)かれの兄ノルマンディー公ロバートが英国に侵攻した際に高位聖職者達が取った態度である。英国の有力世俗諸侯の多くがロバート公を支持したのに対し、かれらは国王ヘンリー一世を支持している。

ここに示される両者の関係は、ウイリアム一世の治世においてもみられるものであり、さらにさかのぼって、一〇六六年以前のノルマンディーにおいてすでに存在していた協調関係でもある。その内容を具体的にみれば、ノルマンディー公の権力は、収税・騎士の提供・統治のための人材供与・「教会の友人」である敬虔な支配者に対して民衆の尊敬心を育成するという形で、教会により支援されており、他方、教会側は、敵対する世俗貴族からの教会の保護・莫大な所領を伴った修道院や司教区の寄進・すばらしい宗教建造物や大寺院の寄付・高位聖職者の上位貴族身分への昇進・そして支配者の宮廷議会に出席して政策に影響を及ぼす機会を手に入れるような関係である。こうした世俗支配者と教会との関係に基づいて、高位聖職者達はローマ教皇と対立している国王を支持した、と理解され

るのである。^⑧

さらにこの協調関係は、ヘンリー一世の治世にはますます強化されることになる。というのも、この時期になるとしだいに多くの高位聖職者を国王の書記局出身者が占め始めているからである。こうした背景をもつ高位聖職者の多くが、ローマ教皇と国王との対立において国王支持の立場を取ったということは十分考えられる。英国内においてローマ教皇を承認したり、高位聖職者を叙任したりする権利を国王が持つという、ウイリアム一世以来の慣習を聖職者達が認めていた場合、かれらにとつて国王支持は、むしろ当然の行為であつたであろう。

しかし、ここで注目すべきは、これまで述べてきたような国王と高位聖職者との協調関係は、一一〇五年当時変化をきたし、そのことが俗人叙任に関するヘンリー一世の譲歩をもたらしよう作用したと考えられることである。つまり、協調関係は中断され、一時的にはあれ、国王は高位聖職者達の支持を失いつつあつたのである。一一〇五年国王側近の司教達が教皇パスカル二世により破門されてゐた事実はずでに述べたが、一方、大司教アンセルムの長期不在は英国教会の正常な聖務執行を妨げていたのであり、高位聖職者達としても、平常な状態をできるだけ早く回復するためアンセルムの帰国を希望してゐた。そのためには国王と教皇との和解が是非とも必要であり、かれらは、アンセルム追放のさらなる延期を強制するような国王の政策を、もはや熱心には支持できなかつたのである。高位聖職者達のこうした態度変化をもたらした事情は、他にもあつた。まず、選出後国王により叙任されながらもいまだ大司教によ

つて叙階されてゐない選出司教達は、かれらの変則的立場から逃れ、その司教位を十全に所有したいと願つてゐた。^⑨ つぎに、ヘンリー一世は、ノルマンディー遠征準備のため教会に対し種々の方法で税金を課しているが、このことは当然、聖職者達の積極的な支持をえられなかつたであろう。さらに、国王支持派の高位聖職者達のうちに俗人叙任の禁止に賛成するようになる者が現われているのである。たとえば、ヨーク大司教ジェラルドがそれである。

かれはヘンリー一世の主要な支持者であつたが、一一〇五年教皇によりなされた国王顧問ロバートの破門の際、英国教会の聖職者でありながらその首席大司教であるアンセルムの支持をためらつてゐたことに対して、教皇から非難されてゐる。ともかくも、一一〇五年頃までに、ジェラルドは俗人叙任の禁止に賛成する立場を取つてゐたようである。^⑩

したがつて、このような事情が、高位聖職者達と国王との協調関係を一時的に中断させ、さらにそのことが、つぎに述べる世俗諸侯そしてロバート公に対していまだ完全には確立してゐない地位にあるヘンリー一世をして、教皇との妥協のため俗人叙任の権利を放棄させるよう働いたのである、と考えられる。

註① Hollister, *Op. cit.*, p. 320, n. 2. 一一〇一年 *Domesday Book* の価値評価に基づく年収七五〇ポンド以上の土地を英国にもつ上位十二名の諸侯達は以下の通りである。

1. Robert of Belleme* (2365) 2. William of Martain* (2100) 3. Anselm abp. of Canterbury (1635) 4. William of

Warren* (1164) 5. Count Stephen lord of Richmond (1100 plus much Yorks. waste) 6. William Giffard bp. of Winchester (1000) 7. Herlun ab. of Glastonbury (828, but in financial difficulties c. 1101) 8. Hugh earl of Chester (800) 9. Gilbert of Clare (782) 10. William of Mandeville (780) 11. Eustace count of Boulogne* (770, but probably not in possession in 1100) 12. Richard of Clare, ab. of Ely (770) 十二名中八名が俗人、そのうち*印四名がロバート公文支持者であり、8は病気で参加できず、5・9・10はむしろ傾斜していたか不明である。これに対し、6・7・12がヘンリーを支持している。

⑧ N. F. Cantor, "The Crisis of Western Monasticism, 1050-1130," *A. H. R.*, Vol. LXVI, No. 1 [以下「Crisis」略記] 1960, pp. 47-67, esp. pp. 56-7.

⑨ 世俗支配者と教会とのこのような関係は、修道院・教会の道徳的・倫理的改革を必ずしも阻害するものではない。実際、ウイリアム公はクリュネーの改革運動をノルマンディーにおいて取り入れる努力をしてゐる。C. M. H., V, pp. 496-7. したがってこの改革運動はウイリアム公の指導下に行われるものである。公権力と教会との協調関係を促進するものではあつても、畢竟俗人叙任権を否定するものではない。こうした協調関係は、ノルマン征服後英国において多くの高位聖職者の地位がノルマン人達によって占められていくことによつて (R. W. Southern, *Medieval Humanism and Other Studies* [以下「Humanism

と略記] N. Y. 1970, p. 136.) 維持された。そのことを示す象徴的事例としては、ウイリアム二世の治世において国王とアンセルムが対立した時(一〇九五年ロッキンガム会議)、高位聖職者達は国王の命令に従ひ大司教に對するかれらの服従を取り下げているのである。E. H. D., II, p. 665.

④ 一〇八九年(ランフランクの死) から一〇九年(アンセルムの死) までの時期に司教に任命された十六名のうち十四名が、かつて国王行政に従事している。その経験のない二名とはアンセルムと Ralph d'Escures であり、後者はかつてノルマンディーの Séer 修道院長でアンセルムの弟子となつた人物である。Cf. Cantor, *Church*, p. 30, n. 102.

⑤ ロンドン協約成立後、高位聖職者達は再び国王との密接な関係を回復している。

⑥ Cf. Cantor, *Church*, p. 254.

⑦ エドマーは、一一〇七年までに少くとも五名の選出司教達がアンセルムにより叙階されるのを待つてゐたことを報告してゐる。かれらには William of Winchester, Roger of Salisbury, Reinelm of Hereford, William of Exeter, Urban of Glamorgan (Wales) である。H. N., p. 187.

⑧ H. N., pp. 171-2. ヘンリーは、聖堂区をもつすべての教会に貢納金を課し、一一〇二年ロンドン会議の規定を利用して既婚の聖職者達から罰金を取り立ててゐた。

⑨ Cf. Cantor, *Church*, p. 242.

四、国王と世俗諸侯

俗人叙任権を放棄してまで教皇との和解を取り付けねばならなかった国王の必要性とは、なんであつたのか。前節において論じてきたように、高位聖職者達との協調関係は一時中断し、そのことはヘンリー一世に譲歩的態度を取らせるよう作用したと考えられる。しかし、それら高位聖職者達の支持をそれほどまでに必要としていたヘンリー一世の立場とは、いかなるものであつたのか、が再び問われねばならないであろう。一一〇〇年即位したヘンリーの立場を依然不安定にしていた要素は、かれの兄のノルマンディー公ロバートの存在であり、さらには、両者との関係でとらえられる英国の世俗諸侯達の立場なのである。

この点で想起しなければならないのは、十字軍より帰国したロバート公が、ヘンリー即位の翌年王位をねらつて英国に侵攻していることであり、その際、すでに見てきたごとく、英国の有力世俗貴族の多くがロバート公を支持している、という事実である。このような事態を起こした背景にあるものは、単一君主による英国・ノルマンディーにわたる統一的支配の実現を求めめる欲求であると理解される。つまり、ノルマン征服以後英国・ノルマンディーにわたつて自己の土地を所有してきていた有力諸侯達の多くは、一一〇〇年ロバート公ではなくヘンリーが英国王位に就くことにより、さきのウィリアム二世の即位時と同様に、自分達の君主としてヘンリー一世かロバート公かのどちらかを選択する必要性に迫られたのである。

J. C. Holt が主張するごとく、一一〇七年（ウィリアム即位時）

一一〇七年ロンドン協約の成立（山代）

における諸侯達の立場はつぎのような三つに区分された。まず、征服王の受封者が依然として生存していたもの、つぎに、かれが単一の後継者により相続され統一したアングロ・ノルマン世襲地を設けていたような立場、第三は、かれの死後その土地は分割され、ノルマンディーの世襲地は普通長男に、英国の獲得地は若年者に相続されていたものである。最初の二つの場合、かれらは二人の対立する君主達に仕えることはできず、世俗諸侯も有力教会諸侯達も、支持する側をやむをえず選択する必要に迫られたのである。第三の場合には支配者にとつてさらに危険でさえある。なぜなら、その状況はより複雑であり、反逆ゆえに受封者から財産等を奪うようなことがあれば、しばしば、かれをして海峡を越え兄弟やおじあるいは従兄弟の保護へと走らせたからである。^⑤

こうした状況は、ヘンリーの即位した一一〇〇年にも同様に存在していた。事実、翌年のロバート公による英国侵攻においては、かつてウィリアム二世の Justiciar であり、ヘンリー一世によつてロンドン塔に捕えられていたがそこを脱出しロバート公の保護へと走つていたダラム司教ラヌルフ・フランバルトこそが、指導的役割を果たしていることを想起すべきであろう。

このような有力諸侯達の立場は一一〇五年当時いまだ安定したものではありません、それゆえにいずれか一方に対する反抗の可能性は依然として存在していた、と判断される。つまり、英国の有力諸侯達の反抗の可能性が残存していた程度に於いて、国王ヘンリー一世の地位は完全には確立したものではなかった、といえるのである。

さらに、国王とアンセルムとの対立、それは教皇との対立として

も抱えられるのであるが、その対立においても、世俗諸侯達の多くは教会高位聖職者とはいささか異なった立場を取っていたようである。そのことを示唆するものは、アンセルムと国王ウィリアム二世との対立においてかれらが取った態度である。それは一〇九五年ロッキンガム会議についてのエドマーの報告によって明らかにされている。

エドマーは、世俗諸侯達に向かって大司教アンセルムへの忠誠を取り下げるよう命令した国王に対して、かれらがつぎのように抗議したことを伝えている。「われわれは〔今まで〕決してアンセルムの臣下ではありませんでした。かつてかれに誓ったこともない忠誠を捨てることはできません。かれはわれわれの大司教であり、この国においては宗教的な事柄を治めねばならないのです。この点で、キリスト教徒であるわれわれは、この地に住む限り、かれの職務の権威を拒否することはできないのです」^④と。

国王による同様の命令に応じて多くの高位聖職者がアンセルムへの服従を取り下げた事実を合わせ考慮に入れるならば、世俗諸侯達と高位聖職者達との立場の相違は明確である。そして、一一〇一年ロバート公の侵攻の際の世俗諸侯達の動向を再び想起するなら、国王とローマ教皇との俗人叙任をめぐる対立において、ヘンリー一世は、かれのパトロネジにより昇進させた高位役人達を除く有力世俗諸侯達の多くからは、それほど強力な支持を期待することはできなかった、と判断できよう。これに加えて、ヘンリー一世がノルマンディーでの戦闘準備のため課していた税負担は、さきの教会に対するそれと同様、世俗諸侯達からも支持を得られなかった、と考えら

れるのである。^⑤

したがって、これまで述べてきたように、一一〇五年当時、高位聖職者からも有力世俗諸侯達の多くからも教皇との対立において積極的支持を期待できない国王ヘンリー一世にとって、兄ロバート公を討つためのノルマンディー遠征を成功させるには、ローマ教皇からの支持が不可欠のものであった、と判断され、それを得るために国王は俗人叙任権の放棄という譲歩をなすことになるのである。

註① J. C. Holt, "Politics and Property in Early Medieval England," *Past and Present*, No. 57, 1972, pp. 3-52, sep. p. 19.

② Cf. Southern, *Humanism*, pp. 151-2.

③ Cf. Hollister, *Civil War*.

④ E. H. D., II, p. 666. これに続けて世俗諸侯達が、大司教ア
ンセルムに關し、かれらをしてアンセルムに反対するよう強制する
いかなる罪も大司教には見い出せない、と発言している事実
は注目に値しよう。

⑤ 「王と高位役職の保持者と下級の役職保持者の系列は、国王
裁判所を中心とする一連のハパトロネジと關係で結ばれており、
彼らの入財は王の統治との關係で獲得されて」いたのである。
佐藤伊久男「集権的統治の構造—十二世紀前半のイングランド—」
『西洋史研究』新輯第一号（昭和四七年）一一二頁、
特に十二頁参照。ヘンリー一世治世を通じて「権力闘争における
成功への最もすぐれた間に合う道は、国王のパトロネジ」であ

つた。R. W. Southern, "The Place of Henry I in English History," *The Proceedings of the British Academy*, Vol. XLVIII [以下「Henry I」を略記] London, 1962, pp. 127-196, esp. 145.

⑥ ヘンリー一世はノルマンディー遠征費用捻出のため考えられるあらゆる方法を用いていることは、既述したとおりである。エドマーは、国王の徴税請負人達の行状に関してつぎのような報告をなしている。「事実、与えるものを何も持たない者はこれらの小屋から追い出され、あるいはこれらの家の扉はもぎ取られて運び去られ、かれら自身はあらゆるものを略奪へとまかしていた」し、「かれらのほんのわずかの家具も持ち去られたであろう」と。さらに「あらゆるものを持っていると思われる人々に対しては、新たに注意深く考案されたある没収方法が適用された。かれらは、国王に反対してまであえて訴訟を始めることはしなかったので、かれらの財産は奪われ、非常な苦難へと身を投じることになったのである」と。H. N., p. 172. こうした報告を検討するなら、世俗諸侯達は、税負担に関し、後者の例に含まれることはあっても、決して例外的存在ではありえなかった、と判断されるのである。

五、ヘンリー一世の讓歩

国王ヘンリー一世にとって、ロンドン協約成立への道を準備した俗人叙任に関するローマ教皇への讓歩は、要約すれば、かれの兄ロバート公に対しては、いまだ不安定なままである王位を確立するため

になされた、必要な措置であったといえよう。国王はその王位をより安定したものにするため、ロバート公を討つという目的をもってノルマンディー征服計画をすすめていた。

しかし、これまで論じてきたように、高位聖職者や多くの世俗諸侯達からの積極的支持を期待できない状況にあって、ローマ教皇の支持を獲得するためには俗人叙任に関して讓歩をなす用意があり、そのための機会をうかがっていた、と想定されるのである。そして、その機会は一〇五年にやってくるのであるが、それは、当時ロバート公がノルマンディーにおける教会職位横領事件をめぐる教皇との間に叙任権闘争を引き起こしていた、ということである。パスカル二世は、ロバートが指環と司教杖を伴って聖職者の叙任を行うことは「教会の配偶者」を汚すものだとして非難し、他方、ロバート公は、かれの先祖達の慣習に依拠して聖職者に対する叙任権を主張していたのである。

そして、ヘンリー一世はこの対立をいかに利用すべきかを十分に理解していたようである。つまり、ローマ教会への貢献度という点からすれば、教皇の招請に応じて第一次十字軍に参加していたロバート公がヘンリーよりも優位性をもっている。しかし、もし現在、ヘンリー一世が俗人叙任の問題において積極的に讓歩するならば、かれはノルマンディー征服のため教皇の支援を得ることができるともいえない、ということである。しかも一〇五年当初、教皇はヘンリー一世に対し、俗人叙任に関して国王が教皇の要求に従うならばすべての敵に対しヘンリーへの支援を行う、ということを約束していたのである。むしろこの敵の中にはロバート公が含まれていた

と考えるのは適當であらう。ヘンリー一世はこの機会を利用し、讓歩をなすことにより教皇の支持をえて後、ノルマンディー教会を救うという口実の下に征服を成功させるのである。^③

さらに、ヘンリーが讓歩をなすためには都合のよい先例が存在していた。それは、司教についてその教会的職位と国王に対する直接受封者としての立場とを区別する、というものである。すなわち、ウィリアム一世以来クリアールレギスの訴訟において、直接受封者としての司教の立場を魂の救済の任務を持つかれの教会的職位から分離す、という慣習である。例えば、一〇七〇年代ウィリアム一世の義兄弟であったバイユー司教オドは、Pennenden Heathでの裁判でカンタベリー所領を横領したとして非難されているが、その際かれはケント伯として裁かれている。また、一〇八八年の反逆に関するダラム司教 William of St. Calais の裁判において、ウィリアムは、教会法に従って裁かれることを要求したり、司教は、いながら、国王、諸侯、シェリフ、執事 (reeves)、狩猟係、そして他の役人達によって構成された、確かに非常に世俗的な法廷の權威を認めることを拒否しているが、これに対してカンタベリー大司教ランフランクは、「われわれは、あなたの封に關してあなたを裁いているのであり、あなたの司教位についてではない」と明言している。

このように、一一〇七年ロンドン協約の基礎となる考え方、すなわち、司教の教会的職位と国王の直接受封者としての地位との間の二分法は、すでに英国のクリアールレギスの慣習において存在しており、それはヘンリー一世の讓歩決定を容易にしたであらう。

註① Cantor, *Church*, p. 251.

② Cf. Cantor, *Ibid.*, pp. 217-8.

③ ウィリアム公が四十年前、教皇アレキサンダー二世の承認を得て、英国教会救済という名目の下に英国征服を成功させたやり方を想起する時、この場合との間に類似性を見いだすことができて興味深い。当時、征服・遠征のための御旗として、また教会の保護(この場合はノルマンディー教会救済)のため、ローマ教皇の支持を得ることは重要なことであった。ヘンリー一世は、この後ロバートを獄死させ (Southern, *Henry I*, p. 153)、「その子クリトリーの死(一一二八年)をまっけてはじめて王位をばは確實なものにすることができたのである。

④⑤ Cf. A. L. Poole, *From Domesday Book to Magna Carta 1087-1216*, 1955 (1st 1951), p. 103.

六、結 び

最後に、一一〇七年ロンドン協約の成立まで英国王とローマ教皇・カンタベリー大司教さらには高位聖職者達との間で続いた「英国叙任権闘争」は、この時期どのように位置づけられるのか、という問題を、国王ヘンリー一世統治に対する影響を検討することにより考察しておきたい。

国王に対しては直接受封者である司教達からの臣従礼を保持しながらも、その司教杖と指環とを伴って叙任する権利は、これを放棄するという讓歩により、ヘンリー一世はローマ教皇との「叙任権闘争」を終結することができたし、さらに、当面最も重要な目標であ

ったノルマンディー征服をも成功させた。しかし、この対立の過程を通じて、国王は教会直接受封者達の忠誠に大きく依存することにおける潜在的危険性を感じ取っていたにちがいない。^①なぜなら、ローマ教会と英国教会との関係が進展するにつれ、アンセルムのような人物が現われる可能性が大きくなったからである。

それゆえ、この時期にヘンリー一世が、以前と比較して教会領への騎士軍役の依存を軽減するため、軍役代納金の実施を始めたり、傭兵の採用を行っていることは注目し得る。

さらにかれは「統治の手段としてのパトロネジ」^②を駆使して、国王に対して自己の高位身分への昇進を負っているような人々、したがって国王への忠誠の確実な人々に対する依存度を増していく。いわばカンターの主張するように、ヘンリー一世は自己の権力を国王自身を包む神性^③ではなく、行政と諸法廷の効率性に基づかせていくのである、といえよう。このように、「英国叙任権闘争」さらに、一一〇七年ロンドン協約の成立は、ヘンリー一世の統治にみられる、以上のような傾向を促進したのである、と結論されるであろう。

註① Cantor, *Crisis*, p. 66.

② *Ibid.*, p. 53.

③ 佐藤 前掲論文五頁。 Cf. Southern, *Henry I.*

④ Cantor, *Church*, pp. 259-60.

⑤ このような変化については、鈴木利章、「イギリスにおけるグレゴリウス改革と国家観の世俗化—Theocratic Monarchy から Secular Monarchy へ—」『史林』四九巻五号、一九六

六年、一〇二一一三八頁を参照。しかし国王の神性は、司教杖と指環という象徴を伴う叙任権の放棄により完全に払拭された、ということとはできない。その証拠に、大司教による国王の聖別(塗油と戴冠)という行為は継続されたのであり、ロンドン協約成立直後においてもアンセルムは国王の聖別に言及し、それを St. Augustine 修道院長の聖別以上に特別のものともみなしていた、ことをエドマーも伝えているのである。 H. N., pp. 201-3.